

令和7年

第2回大阪府後期高齢者医療広域連合議会

(7月臨時会)

提出議案

## 目 次

議案第 1 0 号	大阪府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について 同意を求める件・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第 1 1 号	大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について 同意を求める件・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
議案第 1 2 号	大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について 同意を求める件・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
議案第 1 3 号	令和 7 年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療 特別会計補正予算（第 1 号）の件・・・・・・・・・・	4
議案第 1 4 号	大阪府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例 の一部を改正する条例の件・・・・・・・・・・	6
議案第 1 5 号	大阪府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等 に関する条例の一部を改正する条例の件・・・・・・・・	1 2
議案第 1 6 号	大阪府後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の一部 を改正する条例の件・・・・・・・・・・・・・・・・	1 8
議案第 1 7 号	大阪府後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁 償等に関する条例の一部を改正する条例の件・・・・・・・・	2 9







議案第13号

令和7年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第1号) の件

令和7年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,755,435千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,440,861,158千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年7月30日提出

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

### 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 455,597,443	千円 148,500	千円 455,745,943
	2 国庫補助金	110,107,850	148,500	110,256,350
9 繰越金		168	1,606,935	1,607,103
	1 繰越金	168	1,606,935	1,607,103
歳入合計		1,439,105,723	1,755,435	1,440,861,158

### 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 5,527,168	千円 148,500	千円 5,675,668
	1 総務管理費	5,527,168	148,500	5,675,668
7 諸支出金		1,168	1,606,935	1,608,103
	1 償還金及び 還付加算金等	1,168	1,606,935	1,608,103
歳出合計		1,439,105,723	1,755,435	1,440,861,158

議案第14号

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正  
する条例の件

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

令和7年7月30日提出

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 号

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項、<u>第2項、第3項及び第5項</u>の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるほか、育児休業法の施行に関し必要なその他の事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項<u>及び第2項</u>の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるほか、育児休業法の施行に関し必要なその他の事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して規則で</p>

常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（第1号部分休業の承認）

第16条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、15分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第14条第4号の規定による特別休暇（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下

定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（部分休業）

第16条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第2条から第4条までの規定により定められる勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第14条第4号の規定による特別休暇（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定に

「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第16条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第16条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間)

よる介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

**【新設】**

**【新設】**

**【新設】**

第16条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第16条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第17条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第26条の規定にかかわらず、その勤務しない時間1時間につき、給与条例第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、派遣職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与の扱いについては、当該職員の給与の適用を受ける地方公共団体

【新設】

第17条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第26条の規定にかかわらず、その勤務しない時間1時間につき、給与条例第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、派遣職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与の扱いについては、当該職員の給与の適用を受ける地方公共団体の例による。

の例による。

(部分休業の承認の取消事由)

第18条 育児休業法第19条第6項において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

第18条 第13条の規定は、部分休業について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例第16条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第15号

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例  
の一部を改正する条例の件

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改  
正する条例を次のように定める。

令和7年7月30日提出

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 号

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条 任命権者は、第3条第2項から第3項まで又は第4条の規定により勤務時間を割り振る場合において、小学校就学の始期に達しない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求をしたときは、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、当該請求をした職員については、<u>深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）</u>以外の時間において当該勤務時間を割り振るものとする。</p> <p><u>2 任命権者は、小学校就学の始期に達しない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求をしたときは、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、当該請求をした職員に対し、深夜において前条の規定による勤務をすることを命ずることができない。</u></p> <p><u>3 任命権者は、小学校就学の始期に達しない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求をし</u></p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条 任命権者は、第3条第2項から第5項まで又は第4条の規定により勤務時間を割り振る場合において、小学校就学の始期に達しない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求をしたときは、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、当該請求をした職員については、深夜以外の時間において当該勤務時間を割り振るものとする。</p> <p><u>2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求をしたときは、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、当該請求をした職員に対し、前条の規定による勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項及び第4項において同じ。）</u>をすることを命ずることができない。</p> <p><u>3 任命権者は、小学校就学の始期に達しない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求をし</u></p>

た場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、当該請求をした職員に対し、前条の規定による勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）を命ずることができない。

4（略）

5 前各項の規定は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（以下「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの（以下「被介護人」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項から第4項までの規定中「小学校就学の始期に達しない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と読み替えるものとする。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

たときは、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、当該請求をした職員に対し、深夜において前条の規定による勤務をすることを命ずることができない。

4（略）

5 前4項の規定は、配偶者等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの（以下「被介護人」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達しない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、「深夜以外」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。第3項において同じ。）以外」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、第3項中「小学校就学の始期に達しない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、前項中「小学校就学の始期に達しない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と読み替えるものとする。

【新設】

第15条の3 任命権者は、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第10号。以下「育児休業条例」という。）第19条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 育児休業条例第19条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する

る対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等)

第15条の4 任命権者は、職員が配偶者等について当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第15条の5 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置を講じなければならない。

【新設】

【新設】

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「改正後条例」という。）の規定のうち、第15条の3以外の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、施行日前においても、改正後条例第15条の3第2項第2号の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第16号

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の件

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年7月30日提出

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 号

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条(略) (1)(略) (2) 遺族 職員の配偶者（<u>届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。</u>）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。 (3)(略) 2 この条例において「何々地」とは、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいうものとする。</p> <p>(旅費の支給) 第3条(略) 2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 (1)～(2)(略) 3～4(略) 5 <u>第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」とい</u></p>	<p>(定義) 第2条(略) (1)(略) (2) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。 (3)(略) 2 この条例において「何何地」とは、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいうものとする。</p> <p>(旅費の支給) 第3条(略) 2 職員、<u>その配偶者又はその遺族</u>が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 (1)～(2)(略) 3～4(略) 5 第1項、<u>第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下</u></p>

う。)の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

- 6 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第4条(略)

2(略)

- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に、当該旅行に関し必要な事項を記載し、当該事項を当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載をするいとまがない場合には、この限りでない。この場合においては、旅行命令権者は、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記載しなければならない。

- 5 旅行命令簿等の記載事項は、規則で定める。

「旅行命令等」という。)を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他任命権者が定める事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令)

第4条(略)

2(略)

- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すことができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに当該旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

- 5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、規則で定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2～3（略）

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、  
包括宿泊費及び宿泊手当とする。

2～3（略）

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5（略）

【削除】

6 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用を定額又は実費額により支給する。

7 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用について、実費額等により支給する。

8 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として、一夜当たりの定額により支給する。

【削除】

【削除】

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2～3（略）

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、  
宿泊料及び食卓料とする。

2～3（略）

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5（略）

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

【新設】

【新設】

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、路程400キロメートルについて1日の割合を

【削除】

【削除】

第8条 移動中における年度の経過又は職務の級の変更等のため 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過又は職務の級の変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（以下この項において「運賃」という。）、急行料金及び座席指定料金並び

もって計算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により計算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項各号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第9条 旅行者が同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料（旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給される宿泊料をいう。以下同じ。）は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第10条 1日の旅行において日当又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は旅行中宿泊料を支給する。

第11条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(鉄道賃)

第12条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この項において「運賃」という。）、急行料金及び座席指定料金によ

にこれらに付随する費用による。

(1)～(2) (略)

(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、公務のため特に必要と認められる場合に限り、支給する。

(1)～(2) 【削除】

3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で公務のため特に必要と認められる場合に限り、支給する。

(船賃)

第10条 船賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び座席指定料金並びにこれらに付随する費用による。

(1) 運賃の等級を区分する船舶による旅行の場合には、最下級の運賃

【削除】

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(4) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

る。

(1)～(2) (略)

(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第13条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

【削除】

(航空賃)

第11条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃及びこれに付随する費用による。

(車賃)

第12条 車賃の額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1キロメートル当たりの定額による額とする。ただし、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する場合及び公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、移動に要する費用及びこれに付随する費用による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第8条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 (略)

【削除】

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級の最下級の運賃による。

(航空賃)

第14条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第15条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 (略)

(日当)

第16条 日当の額は、別表の定額による。

2 路程100キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。

3 日当は、管内における旅行については、公務上の必要又は天

(宿泊費)

第13条 宿泊費の額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

2 宿泊費は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費の額は、移動に係る第9条から第12条までに規定する額及び宿泊に係る前条に規定する宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当の額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める額とする。

【削除】

(管内旅行の旅費)

災その他やむを得ない事情により宿泊した場合に限り、支給する。

4 前項の場合における日当の額は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、第1項の定額の2分の1に相当する額による。

(宿泊料)

第17条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

【新設】

【新設】

(食卓料)

第18条 食卓料の額は、別表の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(管内旅行の旅費)

第16条 (略)

【削除】

(退職者等の旅費)

第17条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費とする。

(1)～(2) 【削除】

2 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第18条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、職

第19条 (略)

(管内以外の同一地域内旅行の旅費)

第20条 管内以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

(1) 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費

(2) 退職等を知った日の翌日から3か月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

【新設】

(遺族の旅費)

第22条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、死

員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費とする。

2 (略)

(旅費の調整)

第19条 任命権者は、旅行者が大阪府後期高齢者医療広域連合以外の者から旅費の支給を受ける場合その他当該旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 (略)

(旅費の支給額の上限)

第20条 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃に係る旅費の支給額は、当該旅費の各種類について、第9条第1項、第10条、第11条及び第12条第1項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該旅費の各種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該旅費の各種類について、第13条第1項及び第14条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該旅費の各種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の返納)

第21条 旅行者は、この条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納しなければならない。

亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費とする。

2 (略)

(旅費の調整)

第23条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 (略)

【新設】

【新設】

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【削除】

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第16条―第18条関係)

日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料(1夜につき)
	甲地方	乙地方	
2,200円	10,900円	9,800円	2,200円

備考 宿泊料の欄中「甲地方」とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち規則で定める地域その他これに準ずる地域で規則で定めるものをいい、「乙地方」とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第17号

大阪府後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する  
条例の一部を改正する条例の件

大阪府後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
を改正する条例を次のように定める。

令和7年7月30日提出

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 号

大阪府後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

大阪府後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 特別職の職員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u>とする。</p> <p>2 <u>大阪府後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第14号）の規定中鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当並びに管内における旅行の場合の旅費に関する規定は、特別職の職員の費用弁償について準用する。</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、特別車両料金を徴する客車を運行する路線による旅行をする場合における鉄道賃には、当該特別車両料金及びこれに付随する費用を含むものとする。ただし、<u>別表第1</u>のその他の特別職のうち非常勤の者を除く。</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、運賃の等級を設けない船舶で特別船賃料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 特別職の職員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>日当、宿泊料及び食卓料</u>とする。</p> <p>2 <u>前項の規定により支給する費用弁償の額は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、特別車両料金を徴する客車を運行する路線による旅行をする場合における鉄道賃には、当該特別車両料金を含むものとする。ただし、<u>別表第2</u>のその他の特別職のうち非常勤のものを除く。</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、運賃の等級を設けない船舶で特別船賃料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合</p>

における船賃には、当該特別船室料金及びこれに付随する費用を含むものとする。ただし、別表第1のその他の特別職のうち非常勤の者を除く。

【削除】

5 別表第1のその他の特別職のうち非常勤の者であって、報酬が月額で定められているものについては、通勤に要する費用として広域連合長が定めるところにより算出した額を支給することができる。

6 前各項に規定するもののほか、特別職の職員が職務を行うために要した費用は、これを弁償する。

における船賃には、当該特別船室料金を含むものとする。ただし、別表第2のその他の特別職のうち非常勤のものを除く。

5 路程100キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要により、又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、第2項の規定にかかわらず、同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

6 別表第2のその他の特別職のうち非常勤の者であって、報酬が月額で定められているものについては、通勤に要する費用として広域連合長が定めるところにより算出した額を支給することができる。

7 前各項に規定するもののほか、特別職の職員が職務を行うために要した費用は、これを弁償する。

別表第2を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年度

後期高齢者医療特別会計  
補正予算(第1号)に関する説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

### (歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 国庫支出金	455,597,443	148,500	455,745,943
9 繰越金	168	1,606,935	1,607,103
歳入合計	1,439,105,723	1,755,435	1,440,861,158

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	5,527,168	148,500	5,675,668
7 諸支出金	1,168	1,606,935	1,608,103
歳出合計	1,439,105,723	1,755,435	1,440,861,158

補正額の財源			内訳
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
148,500			
			1,606,935
148,500			1,606,935

## 2 歳 入

款	項	目	補正前の額	補正額
2 国庫支出金			千円 455,597,443	千円 148,500
	2 国庫補助金		110,107,850	148,500
		1 調整交付金	108,984,959	148,500
9 繰越金			168	1,606,935
	1 繰越金		168	1,606,935
		1 繰越金	168	1,606,935
歳 入 合 計			1,439,105,723	1,755,435

計	節		説 明
	区 分	金 額	
千円 455,745,943		千円	千円
110,256,350			
109,133,459			
	1 調 整 交 付 金	148,500	特別調整交付金 148,500
1,607,103			
1,607,103			
1,607,103			
	1 繰 越 金	1,606,935	前年度繰越金 1,606,935
1,440,861,158			

### 3 歳 出

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正
						特
						国府支出金
1 総務費			千円 5,527,168	千円 148,500	千円 5,675,668	千円 148,500
	1 総務管理費		5,527,168	148,500	5,675,668	148,500
		1 一般管理費	3,892,148	148,500	4,040,648	148,500
7 諸支出金			1,168	1,606,935	1,608,103	
	1 償還金及び還付加算金等		1,168	1,606,935	1,608,103	
		1 償還金	168	1,606,935	1,607,103	
歳 出 合 計			1,439,105,723	1,755,435	1,440,861,158	148,500

額の財源内訳		節		説明	
定財源		一般財源	区分		金額
地方債	その他			千円	
			11 役務費	148,500	通信運搬費 148,500
		1,606,935			
		1,606,935			
		1,606,935			
			22 償還金、利子及び割引料	1,606,935	支払基金交付金償還金 1,606,935
		1,606,935			

議員提出議案第2号

大阪府後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する  
条例の一部を改正する条例の件

大阪府後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例  
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年7月30日提出

提出者 大阪府後期高齢者医療広域連合議会議員

竹下 隆	宮脇 希
佐々木 哲夫	福田 武洋
加藤 慎平	上田 勝人
神原 宏一郎	藤田 貴支
光好 博幸	高島 賢
吉田 裕彦	松村 紘子
中原 健氏	稲森 洋樹
遠藤 智子	烏野 隆生
竹田 光良	山本 守
大久保 たかゆき	前川 和也

(提案理由)

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例等が改正されることに伴  
い、本条例についても規定の整備を行うものである。

大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 号

大阪府後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

大阪府後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 議員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u>とする。</p> <p>2 <u>大阪府後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第14号）の規定中鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当並びに管内における旅行の場合の旅費に関する規定は、議員の費用弁償について準用する。</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、特別車両料金を徴する客車を運行する路線による旅行をする場合における鉄道賃には、当該特別車両料金及びこれに付随する費用を含むものとする。</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、運賃の等級を設けない船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合における船賃には、当該特別船室料金及びこれに付随する費用</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 議員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>日当、宿泊料及び食卓料</u>とする。</p> <p>2 <u>前項の規定により支給する費用弁償の額は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、特別車両料金を徴する客車を運行する路線による旅行をする場合における鉄道賃には、当該特別車両料金を含むものとする。</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、運賃の等級を設けない船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合における船賃には、当該特別船室料金を含むものとする。</p>

を含むものとする。

【削除】

5 前各項に規定するもののほか、議員が職務を行うために要した費用は、これを弁償する。

5 路程100キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要により、又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、第2項の規定にかかわらず、同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

6 前各項に規定するもののほか、議員が職務を行うために要した費用は、これを弁償する。

別表第2を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

